

毎月勤労統計調査における部分入替え方式の導入に伴う対応について

平成 30 年 4 月

厚生労働省

1 部分入替え方式の導入

従来、調査対象事業所のうち 30 人以上事業所は、2～3 年ごとに、新たに無作為抽出した事業所に総入替えを実施していたが、平成 30 年からは毎年 1 月分調査で一部を入れ替える方式に変更。（イメージは別添参照）

（注 1）平成 32 年 1 月分からは、1 年ごとに 3 分の 1 ずつ入替え。

平成 30 年と 31 年の 1 月分は経過措置で 2 分の 1 を入替え。

（注 2）賃金、労働時間について、従来、総入替え時に行っていた指数、増減率の遡及改訂は行わない。詳細は、次ページの「指数及び増減率の改訂の見直しについて」を参照。

2 共通事業所による前年同月比の参考提供

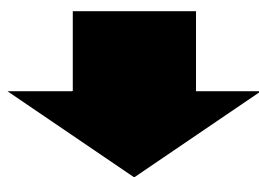
部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査対象事業所が前年も調査対象となっていることを利用し、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所（共通事業所）に限定した集計を行い、前年同月比を算出し、参考指標として提供。

（注 3）共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要。

指数及び増減率の改訂の見直しについて

1 見直しに関する契機

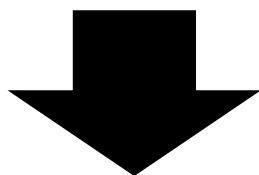
平成 27 年 1 月分調査までは、調査対象事業所のうち 30 人以上事業所については、2、3 年に一度、一斉に抽出替え（総入替え）を実施し、その際、結果に生じる時系列上の段差を軽減させるため、指数及び増減率を補正（ギャップ修正）していた。



しかし、入替えの際に生じる、結果の乖離が利用上の支障となることから、その改善を求められた（平成 27 年 6 月～9 月「毎月勤労統計の改善に関する検討会」、平成 27 年 10 月 16 日「第 16 回経済財政諮問会議」など）。

2 見直しの内容、結果

標本交替により、段差が過度に広がらないよう、段差が広がる前に、標本を部分的に交替（部分入替え）させる。



部分入替えを前提に、賃金・労働時間指数については、新旧指数及び増減率をそのまま接続させることとした（賃金・労働時間指数のギャップ修正は行わない）。

ただし、ベンチマークなるものが存在する場合は、それを利用し、数値を確定させる（毎月勤労統計調査の場合は、「常用雇用指数」が該当）。

その際には、過去値を遡及改訂（「常用雇用指数」のギャップ修正）することにより、新ベンチマークによる数値と旧ベンチマークによる数値を滑らかに接続させることとした。

ローテーション・サンプリング(部分入替え方式)への移行に関するイメージ

- 部分入替え方式への移行に当たり、調査期間の異なる2グループに分けた。
- その後、1/3入替えへ移行する。経過措置として、4グループに分ける。
- 経過措置後は、年1回1/3ずつ入れ替える方式に完全に移行。

